

公立大学法人横浜市立大学国際学生宿舎管理規程

制 定 平成 29 年 4 月 1 日 規程第 20 号

(趣旨)

第 1 条 横浜市立大学における国際学生宿舎(以下「国際宿舎」という。)を置き、管理運営について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 国際宿舎は、多様な国籍の学生との共同生活を通じ、多文化理解や地域との交流等により、グローバルな視野を身に付けることを目的とする。

(国際宿舎の名称、所在地等)

第 3 条 国際宿舎の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

名称	所在地	定員	備考
P R I M E C O N N E C T 金沢文庫	神奈川県横浜市金沢区谷津町 174-4	8 名	シェアハウス型

(管理運営責任者)

第 4 条 国際宿舎の管理運営責任者は、国際交流委員長(以下「委員長」という。)とする。

(入居資格者)

第 5 条 国際宿舎に入居できるものの要件は、募集要項に定める。

(入居申請)

第 6 条 入居を希望する者は、入居申請書(第 1 号様式)、入居希望理由書(第 2 号様式)及び誓約書(第 3 号様式)を委員長に提出しなければならない。

2 委員長は、所定の手続きを経て入居を許可し、入居許可書(第 4 号様式)を交付する。

3 入居を許可されたものは、別に定期賃貸借契約を締結しなければならない。

4 委員長は、入居者が正当な理由なく前項の手続きを怠り、指示された期日までに入居しないとき又は入居の申請に当たって虚偽の申し立てをしたことが判明したときは、入居の許可を取り消すことができる。

5 外国の大学との協定に基づき本学へ派遣された交換留学生については、同条第 1 項から第 4 項の限りではない。

(入居の時期及び入居期間)

第 7 条 入居の時期は、学年始めとする。但し、入居定員に欠員がある場合はこの限りでない。

2 入居期間は、入居開始時期に関わらず当該年度末までとする。但し、入居定員に欠員がある場合はこの限りでない。

(宿舎費及び共益費等)

第 8 条 宿舎費及び共益費は、別表 1 に定めるものとし、別に締結する定期賃貸借契約(第 5 号様式)に定める期日までにこれを納入しなければならない。

2 入退去の日が月の中途中で 1 ヶ月に満たない期間の家賃は、当月の日数を日割計算

した額とする。

- 3 宿舎費及び共益費は入居者が外泊等のため住居しないことがあっても減額しない。
- 4 既納の宿舎費及び共益費は、還付しない。
- 5 第7条第2項の規定により学年（年度）を超えて入居する場合、別表1に定める初期費用の納入については別に定める。
- 6 敷金は退去時にクリーニング費用に充当することとし、残額が発生した場合は返金する。

（経費の負担）

第9条 食費その他私生活に必要な経費は、入居者がこれを負担するものとする。

（遵守事項）

第10条 入居者は、次に定める事項を守らなければならない。

- (1) 居室に本人以外の者を宿泊させないこと。
- (2) 居室を居室以外の目的に使用しないこと。
- (3) 居室又は共用施設に許可なく工作を加えないこと。
- (4) 常に衛生、防火及び防犯の観念を堅持し、特に、外出、登校等に際しては、火の元、戸締り等に十分に注意し、必要な措置を講じておくこと。
- (5) 火災、盗難その他事故が発生したときは、直ちに適切な処置を講じるとともに、グローバル推進室へ届け出ること。
- (6) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

（施設、設備等の保全義務）

第11条 入居者は、居室、共用施設及びその他の国際宿舎の保全に意を用い、防火管理、保健衛生管理及び災害防止等について協力するものとする。

- 2 施設設備品等を損傷したときは、直ちにグローバル推進室に届け出ること。

（損害賠償）

第12条 入居者は、故意又は重大な過失により、施設又は設備を滅失、損傷し、若しくは汚染したときは、当該滅失、損傷又は汚染による損害に相当する金額の一部若しくは全部を、損害賠償として支払うものとする。

（原状回復）

第13条 入居者は第6条第4項の規定により入居許可を取り消されたとき又は第16条の規定により退去するときは、居室の設備等を原状に回復し、グローバル推進室の点検を受けなければならない。

（共同生活の自主規律）

第14条 入居者は、国際宿舎における生活上の具体的問題を共同して処理し、自主的にこれを規律することとする。

- 2 入居者は自ら国際宿舎のハウスルールを策定し、遵守すること。
- 3 前項におけるハウスルールを策定、変更する場合は、グローバル推進室へ届け出ること。

（集会等）

第15条 国際宿舎において、当該国際宿舎の入居者以外の者が参加する集会又は行

事を行う場合は、グローバル推進室に届け出てその承認を得なければならない。

(退居手続)

第 16 条 退去しようとする者は、事前に委員長に退居届（第 6 号様式）を提出しなければならない。退去を申告する期限は、別に締結する定期賃貸借契約に定めることとする。

(退居処分)

第 17 条 入居者が、次の各号に該当するときは、委員長は所定の手続きを経て退去を命じることができる。

- (1) 理由なく、第 9 条に規定する宿舎費及び共益費の納入を怠ったとき。
- (2) 学費の納入を怠ったとき。
- (3) 疾病その他により、共同生活に適しないと認められるとき。
- (4) 共同生活の秩序又は風紀を乱す行為のあったとき。
- (5) 国際宿舎の諸規定及びハウスルールに違反した行為のあったとき。

2 前項各号に定めるもののほか、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、委員長は退去を命じることができる。

- (1) 長期にわたる休学又は留学に該当するとき。
- (2) 停学となったとき。

3 退去を命ぜられたものは、再び入居することができない。ただし、第 17 条第 1 項第 3 号及び前項第 1 号の規定により退去を命ぜられたものは、この限りではない。

(事務)

第 18 条 国際宿舎の管理運営に関する事務は、グローバル推進室において処理する。

(その他)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

宿舎名	初期費用	宿舎費及び共益費等
P R I M E C O N N E C T 金沢文庫	事務手数料：20,000 円（税別） 敷金 : 30,000 円	54,000 円（不課税） 内訳： 家賃 40,000 円 共益費 11,000 円 管理費 3,000 円